

創業者向け制度のご案内



埼玉県では、県内で事業を行う創業者向け制度として
「**起業家育成資金**」を用意しています!!

メリット①!

固定・低金利!



埼玉県から利子補給等の補助が行われているため、固定、かつ低金利で資金調達が可能となっています。

メリット②!!

保証料率0.8%!



創業制度利用の場合*には、割安な0.8%の固定保証料率が適用されます。

* 創業予定者・創業5年未満の方に限ります。創業後5年以上10年未満の方は財務内容等に応じた保証料率となります。

メリット③!!!

スタートアップ創出促進保証のご利用で
経営者保証不要!



制度利用後に、原則として法人設立から3年目と5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受けること等を条件に、経営者保証不要で資金調達が可能となっています。

*保証料率の上乗せが必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

令和8年4月から「**起業家育成資金**」の融資対象者が拡充され、
創業後5年以上10年未満の方の利用や**借換え**も可能となりました!!

- ・他の制度融資に比べて、**低金利(固定)**での資金調達を実現
- ・借換えでの資金調達により創業期の資金繰りの安定に寄与

※ 詳しくは裏面のほか、右のQRコードから本制度チラシをご確認ください。



本制度チラシ

市町村創業関連保証制度について

以下の市でも有利な条件でご利用いただける創業者向け制度が用意されております。

さいたま市 川越市 川口市 秩父市 所沢市 加須市 越谷市 入間市 朝霞市

※ 市により金利や保証料に対して補助を行っている場合があります。

※ 詳しくは裏面のほか、各市のHP等からご確認ください。

制度の詳細は、裏面をご覧ください。



埼玉県 起業家育成資金
(創業後5年未満)

市町村創業関連保証 (注1)

資格要件	以下のいずれか1つに当てはまる方 (注2) <創業予定者 (創業前)> ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する具体的計画がある ② 事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する具体的計画がある ③ 自らが営む事業を継続しつつ、開業する計画がある (分社化) <新規中小企業者 (創業後)> ④ 開業後5年未満の個人である ⑤ 設立後5年未満の会社である (④の個人から事業を承継した会社も対象。ただし、当該個人の開業日から起算して5年を経過した場合は対象外) ⑥ 中小企業である会社が事業を継続しつつ、新たに設立した会社で設立後5年未満である (分社化) <スタートアップ創出促進保証> ※市制度ではさいたま市・所沢市・秩父市のみ利用可能 ⑦ 上記の②、③、⑤、⑥のいずれかに該当する (*) *保証申込受付時点において税務申告1期末終了の場合は創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有することが必要	
保証限度額	3,500万円	1,000~3,500万円 ※市により異なる
対象資金	運転資金・設備資金	
返済方法	分割返済	
保証期間	運転 : 1年超7年以内 設備 : 1年超10年以内 いずれも1年以内据置可能	運転 : 5~10年以内 設備 : 5~10年以内 据置6か月~1年以内 ※市により異なる
担保/保証人	不要 / 必要となる場合がある (スタートアップ創出促進保証利用の場合もしくは、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要)	不要 / 必要となる場合がある (スタートアップ創出促進保証利用の場合もしくは、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要)
融資利率	1.30~1.70%以内 (注3) ※保証期間により異なる	1.00~1.60%以内 (注3) ※市により異なる
保証料率	0.80% (注4・5)	0.80% (注4・5) ※当協会と連携協定を締結した市では一定の要件に該当すると上記保証料率から0.10%割引

埼玉県 起業家育成資金
(創業後5年以上10年未満)

<参考>
埼玉県 事業資金 (一般貸付)

資格要件	開業後または会社設立後、5年以上10年未満の方 (注2)	— (納税要件等)
保証限度額	3,500万円 (創業後5年未満と合算)	運転5,000万円・設備6,000万円
融資利率	1.40~1.80%以内 (注3) ※保証期間により異なる	1.80~2.20%以内 (注3) ※保証期間により異なる
保証料率	0.45~1.64% (注5)	0.45~1.64% (注5)

注1) 各市で名称は異なります。また、自己資金要件や限度額等、各市で異なる項目がありますので、詳細は各自治体HPをご確認ください

注2) 主なもののみ抜粋しています。詳細は各自治体HPをご確認ください

注3) 上記要件や金利等については令和8年4月現在の内容となります。変更される可能性がありますので、ご利用を検討される際は、必ず各自治体HPにて条件をご確認ください

注4) スタートアップ創出促進保証利用の場合は1.00%となります

注5) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなります



埼玉県信用保証協会

詳しくは保証協会担当窓口までお問い合わせください。
お手数ですが、窓口は右のQRコードからご確認ください。



当協会HP